

人事・労務情報

2011年 3月号

田中事務所 特定社会保険労務士 田中理文

東京都立川市錦町 2-6-7-2F

Tel 042-548-0288

E-Mail: m-tanaka@tanakajimusho.com

<http://www.tanakajimusho.biz/>

職場環境を改善すると200万円をもらえる助成金

「職場意識改善助成金」は、今年の4月1日に受け付けを開始する、一時的に設けられる助成金です。比較的にもらいやすい上、200万円という高額な助成金ですので、ご関心がある企業様は是非、ご検討ください。（予算の関係があり、早期で締め切られる可能性が高いです。）

1. どんな時にももらえるのか？ ⇒職場環境を向上させたときです。

具体的には、①有給休暇の取得率が向上した。②ノー残業デーを導入した。③労働時間の短縮を図った。などの労働時間の改善を行った場合にももらえます。ポイントは、これらの施策は労働者のためのみならず、時間外手当の削減・業務の生産性向上 等々の観点から企業にも大いにメリットがあることです。



2. いくら位もらえるのか？ ⇒最大で200万円（期間2年間）もらえます。

まずは、「職場意識改善計画」を労働局で認定してもらいます。この計画には、職場環境を向上させる方法を具体的に記入します。その後、この計画に取り組み、1年経って、職場環境が改善されると50万円もらえます。2年目に、さらに職場環境を改善すれば50万円がもらえます。

なお、1・2年目とも、有給休暇の取得率や、残業時間数の減少などの数値を向上させた場合には、それぞれ追加で50万円がもらえます。（これで合計200万円です。）

3. どこに申請をするのか？ ⇒東京労働局です。（東京都の場合）

東京労働局に「職場意識改善計画」を申請してください。4月1日から7月末日までが申請期間ですが、申請件数によっては、早めに締め切る場合があります。詳細はこちらです。↓

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/roudou/jikan/jyoseikin.html>

4. 職場環境の向上をする予定があるのならば、早期に申請すべき助成金です。

職場環境を向上させて従業員のモチベーションを高めよう、という計画があるならば、これを機会に計画化して助成金を申請することをお奨めします。前述のように、職場環境の改善は、会社側にもメリットがあることが多いです。多くの申請があることが予想されますので、ご関心がありましたら、早めの申請をご検討ください。

以上